

平成26年度第1回京都市歴史まちづくり推進会議 議事要旨

日 時 平成26年5月22日(木) 15:00~16:30

場 所 職員会館かもがわ3階大多目的室

(議事要旨)

議題1 京都市歴史的風致維持向上計画に基づく取組について

内 容 説 明

○事務局 議題1のア平成25年度実績及び計画の進行管理・評価について、御説明いたします。平成24年度から、京都市歴史的風致維持向上計画に記載しております歴史まちづくりに関する事業について、可能な限り評価を行ってございまして、平成25年度は44の事業について評価を行ってございます。平成25年度の評価に関しての説明を、抜粋という形でございますが、評価シートの構成と変更点について御説明させていただきたいと思っております。

まず、ページ番号京都市-2, 3の評価軸②、新景観政策の取組でございまして、

今回は、屋外広告物の取組状況を示す写真や資料等といたしまして、平成25年度京都景観賞屋外広告物部門の受賞例、217件の内、市長賞4件の写真を添付させていただいております。また、優良屋外広告物に対する補助事業を行ってございまして、25年度は16件の補助を行いました。評価シートには補助事例4件を添付させていただいております。

次に、評価軸③、歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項でございまして、ページ番号京都市-4、道路修景整備事業 北野上七軒界わい地区について、でございます。後ほど総括評価でも御説明いたしますが、工事自体は平成24年度で

完了し、平成25年度は住民満足度調査や歩行者数調査等を実施しており、住民の95パーセントの方に以前より景観が良くなったと御回答いただいております。また、歩行者数調査では、以前より1日当たり約1,000人の歩行者数が増えたとの結果が出ております。

次に、ページ番号京都市-20から26でございますが、こちらは景観政策課で実施しております外観の修理・修景工事に対する助成件数の記入と代表事例の写真を添付させていただいております。中でも、京都市-26の姉小路界わい地区につきましては、平成25年度で事業完了しております。平成16年度から事業が始まり、10年間で25件の通り景観改善に対する助成を行いました。この事業により、京町家と調和した町並みが創造され、地区の活力や魅力が向上されております。また、住民主体のまちづくりが活発となっております。平成25年7月には姉小路界わい地区地区計画が策定され、今年に入ります5月8日に市内で6番目となります姉小路界わいまちづくり協議会を京都市市街地景観整備条例に基づく地域景観づくり協議会に認定いたしまして、今年の秋頃には地域景観づくり計画書が認定される予定でございます。

次に、ページ番号京都市－31、京都会館の再整備事業でございます。平成25年10月から再整備工事に着手しております。敷地北側の旧第一ホールの除却跡地から自然由来と考えられる土壌汚染対策法上の不適合土壌の存在が確認されましたので、不適合土壌を安全に搬出し、処理施設にて土壌の洗浄処理を行うなど適切に処理しております。また、同年7月には、ネーミングライツ契約によってロームシアター京都に愛称が決まりました。平成28年1月の開館に向け、現在取り組んでいるところでございます。

次に、ページ番号京都市－34、神宮道と岡崎公園再整備事業でございます。平成26年1月22日から2月20日の1箇月間に、当該事業に係るパブリックコメントを実施いたしました。御意見者数197名、御意見数562件という結果で、頂戴いたしました御意見を参考に、25年度末に左京区岡崎における神宮道と公園の再整備基本計画を策定しております。今後、この基本計画に基づいて実施設計、工事を行っていく予定でございます。

次に、ページ番号京都市－45の効果・影響等に関する報道でございます。

今年度も多くの歴史まちづくりに関する事業を報道機関に取り上げていただきましたので、こちらで御紹介しております。

次に、京都市－47、景観重要建造物・歴史的風致形成建造物の指定でございます。平成25年度は、歴史的風致形成建造物8件を新規指定させていただいておりましたが、内、景観重要建造物との重ね指定が4件となっております。そして景観重要建造物3件を新規指定させていただいております。

次に、ページ番号京都市－49、50の昨年度末に認定計画に追加いたしました

木造住宅耐震改修計画作成助成事業とまちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業について評価を作成させていただいております。

次に、ページ番号京都市－51、歴史的風土特別保存地区内の土地買入事業、施設整備事業、買入地の維持管理についても今年度から評価を作成しております。

次に、ページ番号京都市－52に歴史的建造物を守るために活動する団体等の取組といたしまして、木造伝統住宅の防火、耐震性の向上手法の研究等をされておられます関西木造住文化研究会（KARTH）の取組を取り上げております。

議題1のA 平成25年度実績及び計画の進行管理・評価については以上でございます。

続きまして、議題1のI 平成23年度から25年度までの総括評価について御説明させていただきます。

前回の推進会議に御出席いただきました委員の皆様から頂戴いたしました御意見や、御欠席されておられました先生方に個別に御相談させていただき、頂戴した御意見を参考に取りまとめを行っております。

まず、A3資料の京都市－53から59までの計画に記載している基本方針ごとの達成状況につきましては、認定計画に掲載されております事業全てを対象にし、7つの基本方針ごとに分類し、総括評価に記載させていただいております。前回の推進会議から変更のあった点でございますが、平成25年度を取組を年度末の内容に更新させていただいております。また、京都市－56の「自然と共生し、「木の文化」を大切にするまちづくりを推進する。」と京都市－59の「伝統産業を活かしたまちづくりを推進する。」につきましては、前

回の推進会議の中で、ライフスタイルの変化によって木の文化に対する意識、理解が低下していることや伝統産業を継承していく担い手がいなくなっているなどの問題で推進していないのではないかといった御意見を頂戴いたしました。認定計画に記載されている取組については、それぞれ少しずつではございますが、発現が期待できるものと思っております。しかし、全体的に見ると、やはり現段階では判断できないという評価にさせていただいております。

以上が方針の達成状況についての御説明でございます。

続きまして、代表的な事業の質の評価でございます。

代表事例は、前回の推進会議で御説明をさせていただいたのと同じ、4件を代表事例として挙げさせていただいております。座長には、評価者として4件全ての現地調査をしていただきまして、それぞれコメントを頂戴しております。

まず一つ目の事例は、北野上七軒地区での取組でございます。こちらの地区で実施いたしました上七軒通及び周辺道路の道路修景整備事業、観光案内標識のアップグレード推進事業、歴史的建造物等の外観の修理・修景工事に対する助成事業についての取組を取りまとめております。北野天満宮の門前通りである上七軒通は、茶屋様式の町家の町並みを形成している場所であり、これらの事業によって町並みと道路空間が一体となり、良好な景観、歴史的風致を形成することができたと考えております。

座長からは、道路修景整備事業を進める過程においてワークショップ方式を用い、修景の手法や街灯のデザインなどの決定に地域の意見を確認しながら実施したこ

とは高く評価できる、それから、道路の美装化やストリートファニチャーは町並み景観の重要な要素となるもので、これから町並みを考えるときは、まちの将来像を考えて作り上げていく必要があるだろう、そして、当地域の町並みの仕上がり全体が全体のビジョンを見据えたもので、まちになじんでいるのか、今後時間を掛けて検証していく必要があるとの御意見を頂戴しております。この御意見を受けまして、町並みの形成にあつては、地域の特性を十分理解し、事業を推進してまいりたいと存じます。

二つ目の事例は、上賀茂地域での取組でございます。こちらは、上賀茂郷界わい景観整備地区内にあります梅辻家が、景観重要建造物及び歴史的風致形成建造物への指定、それから、指定後の土塀の修理、さらに、それをきっかけに始まった地域住民主体の景観保全の活動について評価をさせていただきます。

座長からは、一般的に伝統的建造物群保存地区内と地区外での町並みの差が激しいが、本来町並み景観は連続していることが望ましい。このためには緩やかに連続する制度設計や地域住民の意識啓発が必要と考える。そして、伝統的建造物群保存地区外である梅辻家が歴史的風致形成建造物（景観重要建造物と重ね指定）に指定されたことをきっかけとして、寺子屋（勉強会）が始まり、地域で上賀茂の社家を維持・保全する活動や地域住民の意識啓発が行われたことは高く評価できるとの御意見を頂戴いたしました。この御意見を受け、歴史的風致形成建造物や景観重要建造物などの指定を推進することで、今回の事例のように地域の景観、歴史的風致の核となる建物を保全し、地域住民の意識啓発を促すことにより、地域主体の景観まちづくりの機運の向上を図っていきたく存じま

す。

三つ目の事例は、旧三井家下鴨別邸主屋他保存修理事業でございます。旧三井家下鴨別邸は、平成23年に重要文化財に指定され、文化財保護法に基づき京都市が管理団体となっております。平成28年度以降の一般公開に向け、平成24年度から当該建造物の保存修理工事を実施しております。現在、茶室と玄關棟の屋根修理を行っております。また、平成25年度は、本市主催の地元向けの見学会や、京都府が文化財建造物保存修理現場公開を実施いたしました。市民の皆様は文化財の修理を身近に御覧いただける機会を設けさせていただきました。当該建造物は、京都市内にある大規模な近代和風建築物として重要であり、歴史的風致を形成する建造物でもあります。今後、広く市民に公開、活用されることで、京都における重要な文化・観光資源として寄与することが期待できると考えております。

座長からは、下鴨神社の境内、糺ノ森は、平安京以前に遡る希少な森林であり、この地域の歴史的風致維持向上の基盤として保全・活用が望ましい。また、社家が1件残っているのみであるが、周辺には歴史的風致形成建造物や景観重要建造物の指定候補となり得る建造物も散見されるため、旧三井家下鴨別邸を核として、周辺の歴史まちづくりが進むことを期待するとの御意見を頂戴いたしております。この御意見を受けまして、歴史的風致形成建造物や景観重要建造物の指定候補となる景観に寄与する建物を把握し、指定を行ってまいります。併せて、重要文化財を核とする景観保全の推進や歴史まちづくりの推進に力を注いでいきたいと存じます。

最後の事例は、京都市民が残したいと思う京都を彩る建物や庭園制度について、で

ございます。平成23年11月に、文化財制度よりやや緩やかに、価値の高いものを包み込む制度として新設した制度でございます。市民から推薦のあった建物や庭園について審査し、制度に合致すると認められたもののうち、所有者の同意を得られたものについて選定、特に価値の高い建物を認定しております。3年間で199件を選定、48件を認定しております。当該制度を実施する中で、選定物件の公開、地域との連携、京都市文化財マネージャーと協働による取組といった波及効果が発現しております。

座長からは、建造物指定によって改修できないなど不自由になるのではないかとされているが、重要文化財であっても現代の生活に配慮して工夫することができ、何も不自由ではないことを周知する必要がある。そして、京都市ができるサポートをメニュー化し、所有者に分かりやすく周知してほしい。それから、歴史的建築物を保存するためには、活用し続けることが大切である。そして、住まい手（使い手）は建物の特性を理解した上で上手に改修を行い、さらには京都を彩る建物や歴史的風致形成建造物、景観重要建造物などの既成制度を活用し、ランクアップを図り、文化財に近付けていただきたいとの御意見を頂戴しております。この御意見を受けまして、建造物指定に係る制度の内容を分かりやすく伝え、建造物指定に対して抱かれています誤解を解き、建造物指定件数を増やしていきたいと存じます。

以上、議題1のイ 平成23年度から25年度までの総括評価について御説明をさせていただきました。

続きまして、議題1のウ 平成26年度に実施予定の歴史まちづくりに関する取組について御説明させていただきます。

こちらは資料4を御覧ください。こちらにつきましても、平成26年度に実施予定の取組について抜粋させていただき、御紹介をさせていただきます。

まず、一つ目は、道路修景整備事業小川通周辺地区でございます。今年度は電線類を地中化する電線共同溝工事を実施する予定でございます。

二つ目は、産業観光局が所管しております観光案内標識のアップグレード推進事業でございます。平成23年度から、京都の町並みにふさわしい分かりやすくシンプルなデザインに統一して、観光案内標識のアップグレード事業を行っております。観光客の多い所を中心に実施しております。平成26年度からは岩倉などの周辺の方まで整備を広げていく予定でございます。

三つ目は、二条城東大手門保存修理事業でございます。この事業は昨年度末の計画変更で追加した事業になりまして、平成26年度は素屋根の設置を行い、27、28年度で屋根の葺替等を実施する予定となっております。

四つ目は、景観政策課が所管しております伝統的建造物群保存事業についてでございます。今年度も修理等の御要望にお応えしていく予定ではございますが、既に予算以上の御要望が来ております。順次補助事業を進めてまいりたいと考えております。また、平成25年6月に、祇園新橋伝統的建造物群保存地区内におきまして伝統的建造物の御寄付をいただきました。こ

の建物の使い道を、「祇園から世界へ」を合い言葉に、この建物を活用し、京都と世界をつなぐ掛け橋となつていただく事業者を広く公募いたしております。実は、昨日21日から事業者募集要項の配布を始めたところでございます。また、9月末日まで提案をお受けし、10月から11月にかけて事業者を選定いたします。その後、施設整備を行った後に、27年度中の施設開設を目指しております。

五つ目は、同じく景観政策課が所管しております歴史的町並み再生事業の景観重要建造物の指定でございます。平成26年度から景観重要建造物の指定対象を拡大し、寺社及び近代建築物においても指定を推進していくこととなりました。また、補助上限額も、これまで600万円でしたが、1,000万円まで引き上げます。対象は、寺社、近代建築物だけでなく、京町家といった住宅の修理に対しても1,000万円が上限となります。

最後に、文化財保護課が所管しております京都市民が残したい建物や庭園制度でございます。今年度に国登録有形文化財や景観重要建造物への指定等が見込まれる認定建物に対し、修景又は修復工事に対する助成制度を創設する予定でございます。

以上、議題1のウ 平成26年度に実施予定の歴史まちづくりに関する取組について、を御説明いたしました。委員の皆様、御意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議 事 要 旨

○座 長 どうもありがとうございました。

今御説明いただきました中で、一つ目と二つ目の議題につきましては、推進会議に

おいて確認し、方向性や進捗などについて意見聴取が必要であるということになっております。御意見ございましたらよろしくお願いたします。

○委員 旧三井家の下鴨の邸宅は京都市が管理していますが、所有権はどこにあるのか、土地は国有地だと思いますが、庭園部分や樹木はどう管理するのか、ここは昔から下鴨神社の境内であったと思いますが、色々な経過で国有地化されたり、かさ上げが入ったりしているの、一度土地利用の変化を追跡しておく必要がある気がします。同時に、銀閣寺近くの保養所の開発問題ですけど、これも銀閣寺の土地が色々回って、法然院の道路が出来て、また色々な区分に分轄されてということですから、昔のお寺の土地からどのように区分されてこのようになったのかということ一度トレースしておかないと、秩序の復元の仕方が見えないのではないかと思います。

○座長 ありがとうございます。お答えいただけますでしょうか。

○委員 旧三井家下鴨別邸でございますが、文化財保護課が所管をしております。一番直近で言いますと、家庭裁判所の長官の宿舍という形で利用されており、財務省の財産でした。京都市が管理団体になるということを条件に重要文化財指定を受けたという経過がございます。その後財務省から文化庁へ所管替えが済んで、現在、文化庁の所管で、京都市が管理団体に指定されているということで、平成27年度まで建物と庭の修理をしまして、平成28年度から一般公開に供する予定で進めております。

○事務局 土地の変遷につきましては、京都市台帳を調べると、明治20年代に民間の所有者になっており、そこから明治30年代に三井家が購入しています。恐らく明治の初めに上知令により召し上げられて、それが一度民間に払い下げられて、後、三井家が買ったものと思われれます。戦後、財

閥解体でこの土地を三井家が物納しまして、裁判所の敷地になりました。それから官舎が整理され、財務省に移管されて一般財源になり、重要文化財の指定後は京都市が管理団体になっておりますが、実際には文化庁が所管しているということでございます。

○座長 京都市が管理することで、やっ和下鴨神社との一体性が確保できるような状況になってきたかと思えます。下鴨の糺ノ森の保存あるいは整備が大分動いておりますけれども、それと連動して、上手く地域の保存、歴史的風致の維持向上につなげていただければありがたいと思えます。

○委員 旧三井家の邸宅の所有関係等、それと緑地指定が掛かっていますが、京都市の管理になりますと、これから家屋の保存、庭園の保存、樹木の保護にもものすごくお金が掛かりそうなので、一度先読みをしておいた方がいいのではないかと、それから、下鴨神社も社家があったわけですね。後で色々な人が入ってきていて、下鴨本通が区画整理される前後で大分変化していますけれども、跡は残っているわけですね。社家が建て替わってまた大邸宅になっているものもありますから、一度しっかり歴史的過程を押さえておくと、そこを考えるとときの脈絡と言うか、コンテキスト（前後関係、背景）がはっきりしていいのではないかと。あの辺りは結構入り乱れていて、脈絡を明らかにする意味で、やはり土地の区分、所有の経過を遡って見ておく必要があると思えます。

○座長 ありがとうございます。

○委員 今年度実施予定の歴史的景観の保全に関する検証事業の中で、下鴨神社も含めて世界遺産周辺の景観の総点検と御指摘のあった土地の変遷も含めて調査

していきたいと思います。

○座長 他に御意見いかがでしょうか。

○委員 3点ほどお伺い等をさせていただきたいのですが、様式1-3の所の京都市-23, 実施・検討にあたっての課題と対応方針と書かれている所で、京町家は4万8,000軒あって、その中で良好な外観を有する建物が500軒だと書き切っておられますが、調査をされてそういう数字をはっきり示していらっしゃるのですが、逆に言うと500軒だけがすごく重要という印象を受けます。また、京都市-47には、景観重要建造物や歴史的風致形成建造物に特に良好な物件を約600軒指定することを目標としているとのことですが、これは500軒プラス100軒になりますが、この数字はどのような扱いのものなのか、確認させていただきたいのが1点目です。

あと、耐震についても何箇所かに出てきますが、京都市-27の課題と対応方針の自由記述の所に平成27年度末における住宅の耐震化率90パーセントを目標に掲げていることを書いてありますが、これは住宅全体の目標で、90パーセントという数字と歴史的な建物の耐震改修がどう関係しているのか、歴史的なもの普通の住宅を同じ数字の中で述べているのが気になります。それが2点目です。

あと、耐震とか他の事業でもそうですが、評価軸の③と⑥のその他という所に、対象物が違うのですけれども、ばらばらに耐震の事業が書かれていて、国の様式なので仕方がないと思いますが、どういう事業をされているか、全体像が見えにくいなと思っています。対象物が違うごとに評価表が全て違ってくるので、それがトータルとしてどういう成果を挙げたのかが分かりにくいという印象です。それが3点目です。

あと、三井家は非常に重要なものですが、例え、もう少し北に上がって、下鴨神社の隣に谷崎潤一郎の旧邸、潺湲亭があったり、非常に重要な色々な要素があるので、その辺も一緒に拾い上げられるように今後考えていただければと思います。

○座長 ありがとうございます。お答えいただけますでしょうか。

○事務局 まず質問の500軒でございますけれども、平成21年度に京町家調査を実施いたしまして、町家の定義に該当するものを拾い上げ、出てきた数字が4万8,000軒で、その中でも、当時は景観重要建造物の指定制度だけでしたが、景観重要建造物に指定可能と上がってきた数字がこの500軒辺りになると。ですから、500という数字の根拠はありますが、500で線を引いていいのかは議論のあるところかと思えます。ですから、一つの目安として記入させていただいております。

○委員 良好な外観を有するのが500軒だと書き切っているのが気になって、表面を剥がすと非常にいい町家もたくさんありますので。

○事務局 分かりました。600軒も、景観重要建造物の指定を年間30軒、10年間でやると。30軒ですから10を掛けると300軒。実はその10年間の間に600軒のうちの半分をやるという目標を挙げておりまして、その500何がしという数字を丸めて、600という数字をまず置いて、それを年度の目標数値に挙げているというような関係性でございまして、ですから、京町家まちづくり調査結果をベースにしているというようなところでございます。

それから、評価表が非常に分かりにくいというのはそのとおりだと思います。色々な視点で書いていますので、整理表みたいな

もので分かりやすくしていきたいと思
います。

○座長 ありがとうございます。

○委員 まちづくりセンターも市の町
家調査に協力しましたが、どこまでが町家
かという、私の家は町家とは思っていな
いのに住んでいたということがかなり多
くて、構造的に言うと、昭和25年の建築
基準法が始まる前の伝統的工法の木造で
あるとか、材料とか外観が虫籠窓や格子と
いった特徴を幾つか以上持っているとい
うような、非常にラフに勘定したものに
なっていて、長屋とか路地の住宅も含んで
いるわけです。今度、景観重要建造物にな
ると、路地の奥にあるのを誰が見るのとか、
長屋はいっぱいあるよとかいうような話
になってくるわけです。従来の文化財的な
評価の仕方では、優れた建築なのかとい
うことになりませんが、町家というのは一つの
地域の居住様式を示す文化財なわけです。
ですから、立派なもので非常に優れた邸宅
のようなものばかりではなく、ミドルアッ
パーぐらいの所になると500戸ぐらい
になるんだけど、今後はやっぱり居住文
化財という観点で保存の状態や場所など
も考慮の上、優れた路地とか長屋もやはり
残していかなければならないのではない
かと。ですから、この定義は4万8,00
0軒というのをはじき出すためにやった
もので、これから保存していくために何を
すべきかという点についてはまだ詰めが
甘いという所が残っていることをお伝え
しておきたいと思えます。

○座長 はい、ありがとうございます。
他にいかがでしょうか。

○委員 先ほどおっしゃられた町家調
査に関しては、御指摘にあったように、景
観重要建造物として推薦できることを調
査員さんが列記したものを、まちセンの担

当者と再点検したのですが、それ以外に、
元々調査した段階から、表側から見たとき
に町家の要素が幾つ残っているのかも数
えていて、保存状態がいいもの、悪いもの
と4段階に分けております。それから、も
ちろん御指摘の看板建築は外せば、全てが
というわけではありませんが、ほとんどそ
の様式が出てくるものが多いということ
も経験的に分かっていますので、その看板
建築の位置や場所、それからファサードの
状況の写真もありますので、今おっしゃ
った500軒の景観重要建造物に推薦する
もの、保存状態のいいものなど建物状態を
調べたものがGIS上で分かるようになって
いますので、どの辺りを町家と定義す
るか、あるいは、町家と御理解いただい
ていなかった方がどういうお住まいにお
られて、今回の調査で町家と認識いただけ
たかということも割とよく整理が付いて
います。

それと、申し上げたいことは3点ありま
して、一つは、さっきの下鴨神社の話でも
出ていましたが、京都府立大学の大場先生
の所の修士論文で下鴨神社の社家の変遷
を書いた方がいて、京都市に就職しまし
たよね。最近この種の近代京都市の研究が
進んでいまして、それをカタストと言いま
すか、地籍図を克明に追っ掛けて、道路が入
った状態とか、どの段階で上知されたのか
を総合資料館に行って当たっていまして、
この周辺の土地の経緯というのをよく調
べた、大変優れた修士論文だったと思いま
す。この種の地籍の変遷から都市を見てく
るという研究が、欧米だけではなく日本で
もかなり進んできていまして、私ども都市
計画側からすると、百舌鳥・古市古墳群の
世界遺産登録に関してとか、それから今、
飛鳥・藤原京等の保存管理計画を作ること
になっているものですから、そのバッファ

ゾーンを決めていくときに、地籍に遡って、極端な話、近代の都市計画、区画整理とか道路事業を見直して、条里制を取り戻すような道路計画ができないかとか、いわゆる文化的景観で規制を掛けていくときに、元々の集落の地籍というものをもっと尊重する、少なくとも神社とかお寺の位置というのはかなり重要なファクターになっていて、世界遺産に登録したい古墳群が仮にあるとすると、その周辺の神社の位置が決まってきて、根底には条里制があって、その後、中世、近世の村が出来てきたという、この道路は絶対外せない古い道ですよというような考え方も出ています。だから、日本の風景計画、都市計画も大分変わってきて、今のバッファゾーンの関係で言うと、上知を取り消すわけにはいきませんが、本来の下鴨神社の周辺という所を、地籍に基づいて線を引いていって、そこにふさわしいような景観規制とか土地利用計画を掛けるというようなこともできるかなと。京都は2007年以降、全国的に見ても言うか、イタリアのフィレンツェと比べても優れたやり方で、手を変え品を変え、ずっと整備してきたわけで、大変複雑な仕組みで守られていると思っていた。ところが、実際には開発が起り得るということも分かったわけでありまして、眺望景観だけでなく、まだこれ以外にも規制がありますが、今、点検の作業が始まったということで、これはどこまでしていけば本当に守れるかというのは、多分まだまだ議論が必要です。ただ、非常に低いレベルでやっているわけではなくて、全国的にも見てもトップクラスのレベルでやっていますし、地方都市と違って京都は開発圧力も当然高いので、こういう議論が出てくるのかなと思って、古い都市史の研究成果が今後バッファゾーン等の景観規制にも生かすタイミ

ングが回ってきたかなという気がしています。次に景観政策を進化させるためには、その領域に踏み込まないと、本来の下鴨神社の風致というものをどう考えるかという所には行き着けないし、緩衝地帯管理計画に緩衝地帯をどう定義するかというときも、そのぐらいの議論は京都、奈良ではできるかなという感じがします。

それから、2点目ですが、先ほど他の委員から御指摘がありましたように、このペースで歴史的建造物とか庭園を、指定や登録、選定をしていくと、どこまで市が管理できるのか。先ほど説明のあった祇園新橋伝建地区の中で、篤志家によって寄付された建物の扱いというのは非常に新しい経験ですが、これも市が寄付された状態で民間に活用していただくという前提でお話をしているわけですが、どこまで市がお金を掛けるべきかということ、それから、御指摘の空き家が増えてくると、空き家の町家というのが出てきまして、4万8,000軒の町家をどうするのか。こうなると、市民、NPOですとか民間の力をどれだけ活用して、どういう仕組みで維持管理をお任せするかということを考える必要があります。既にそういう取組もありますし、例えばワールド・モニュメント・ファンドの支援ですとか町家ファンドの取組とかというのがありますが、京都市の場合、二条城の維持管理でも予算的に御苦労があるという中で、京都市の財政が今後急激に改善するとは限らないものですから、本格的に戦略的な文化遺産の保護施策というのを市民参加の下にやっていく必要があると思います。

それで、次が3点目になりますが、今御紹介いただいた進行管理・評価に関しましては、この歴史的風致維持向上計画の基本方針に沿って分類してあるんですが、その

前に、歴史風致維持向上計画には京都が目指すべき歴史風致の六つの方向が示してあって、例えば、1番、祈りと信仰のまち京都、2番、暮らしに息づくハレとケのまち京都とかがあって、それぞれ京都市が目指すべきこの六つの方向が、正確には京都の維持向上すべき歴史的風致とありますが、これがそれぞれの点でどう向上したかということから整理するのはとても大事だと思います。例えば、銀閣寺とか下鴨神社の場合は、祈りと信仰のまち京都がどう整理されたか。だから、下鴨神社が祈りと信仰の場所であるということ強く訴えていくと、例えば下鴨神社の境内の中に結婚式場を建てたいという御意向が宮司さんの中におありのようですが、あれが祈りと信仰の場としてふさわしいということ言うまでもないわけですが、結婚式にどういう建物がいいかという議論もきっとあるだろうと。

それから、例えば、暮らしに息づくハレとケということですが、もちろん祇園祭などをいうわけですが、こういう観点から見たときに、例えば祇園新橋は当然八坂神社のみこしが来る所で、行在所でもありますので、その観点から例えば建物を使えないか、そういう組織に管理、所有していただくという道を開けないかとか、あるいは、ものづくり、商い、もてなしということになった側面からすると、町家の大部分をこういう方向で使っていて、もちろん住民に住んでもらうのがいいけれども、商いともてなしの部分でもっと活用できないかとか、色んなことが出てくると思います。

この六つの目指すべき歴史的風致というのは、京都市のどういう人がこの部分を担うのだろう、歴史的風致のここを担ってくれるのだろうという前提で、ここは神社とか、ここは中京を中心に住んでいらっ

しゃる町衆の方たち、これは郊外の方たち、これは御商売をされていらっしゃる露店街とか伝統産業とかの人たちだというふうなグルーピングで、全ての京都市民がばしっとはまるように六つの目指すべき歴史的風致を決めたので、それぞれの方たちが、じゃ、この歴史的建造物とか庭園を維持するときにどういう役割があるかというような、先ほど言った話に関連するのですが、案ができるだろうと。それから、さらに京都市は世界遺産委員会に古都京都の文化財として世界遺産に登録されているものの、保存管理計画を提出しなければならなくなるのも時間の問題で、いつ文化庁が予算を付けてくれるかということになります。その中でも、誰が責任を持って、誰が歴史的風致を目指すかということで、特に所有者の方たちの御理解を得るときに、歴史的風致維持向上計画に書いてある内容をユネスコに提出するマネジメントプランに書くということになると思います。元々この歴史的風致維持向上計画は、ユネスコに提出するマネジメントプランに転換しても十分価値のあるものだと思っただけで、あとは所有者の方の御理解をどこまでいただけるかということだと思います。今、この歴史的風致維持向上計画が一番進んでいると思っていますので、ここからどう出なのかという方向で評価していただくことも必要かと思っただけで、

○座長 はい、ありがとうございます。

大きく三つほど内容は多岐にわたる御提言をいただきましたので、コメントと言いますか、お答えいただけることがあればお答えいただいて、御提言の内容を酌み取っていただければ結構かと思っただけで、いかがですか。

○事務局 最後にお話しいただきました内容、とりわけ世界遺産、バッファゾーンの

ことを考えていくときの視点ということ
を今まで余り考えていなかったのですが、
この歴史的風致維持向上計画で述べられ
ている6つの視点で一度整理するという
のは非常に参考になる御意見を頂いたと
思います。そういう意味で、今回の評価も
この6つの視点で位置付けるというところ
が少し弱くなっていて、どちらかと言う
と国の様式に乗った整理の仕方、評価
の仕方に埋没していたと思いますので、
そういう意味でもう一度原点に立ち返りた
いと思っております。

それと、これからのことで言いますと、
過去を見ながらマイルストーンとして6
つの視点を持ったというふうに思ってい
るのですが、これからその6つの視点がど
ういうふうに成長していくのか、そうい
った視点も持っていきたいと思います。今回、
祇園新橋の公募という形での取組が、その
6つの視点にどういうふうにプラスされ
ていくのかというチャレンジの部分とし
ても位置付けたいと思っております。

○座長 はい、ありがとうございます。
この維持向上計画も道半ばを越えたとい
うところでございますので、もう一度原
点に立ち返って、これの取組方、あるいは全
市的な体制ということまで含めてお考え
いただければありがたいと思います。

そして、バッファゾーンという言葉が何
回か飛び交っておりますけれども、ちょっ
としっかりしないというふうに思ってい
まして、むしろバッファゾーンとされてい
る地域こそが歴史的風致維持向上計画の基
盤になるような場所ではないかというよ
うにも思いますので、世界遺産を中心に考
えるのではなくて、むしろそれを支える周
りの方が大事だというのが現代の有り様
ではないかと思っておりますので、ちょっ
と考え方を変わるとどうなるのかというのはい

かがでしょうかね。

○委員 ヨーロッパのように立派な単
体施設を中心に指定してくると、その周
りがごちゃごちゃしては困るということで
バッファゾーンというものが出来てきた
のではないかと思うのですが、町並みとか、
生きている町の中でそういう文化財が置
かれて支持されているというのは、町と一
体になっているわけですから、バッファ
という所に実は現代の都市の運営、経営が成
り立っているわけですから、京都はやっぱ
り世界遺産に指定されて喜んで万歳と花
火を上げているようなことでは駄目で、バ
ッファゾーンとは何かということ京都
型に考えてユネスコに逆発信するような
指導力を持たなければいけないという責
務を担わされているのではないかと思
います。

○委員 折角そこまで話が広がって
いるので、それでいきますと、今おっしゃ
られた歴史的建造物の周辺にバッファゾ
ーン、緩衝地帯を置くという古い考え方は、
1990年代の中頃に変わったわけですね。
典型的なのはアッシジのまちで、あれは聖
フランチェスコの大聖堂とその歴史的市街
地を本体として、その広いアッシジ市の範
囲をバッファゾーンにするというのが原
案だったのですが、それをやめて、周辺
の農村がその都市を支えていることこそ
大事であるということで、全部本体にし
てしまったのです。

○座長 それを聞くと平泉の人は喜ぶ
と思います。

○委員 バッファゾーンが本体を囲ん
でいるのではなくて、取りあえずアッシ
ジ市の責任においていける所、山から畑
まで全部本体ですよ。どうしようもない
高速道路のインターチェンジと工業地帯
が鉄道の駅の周辺にあるのですが、そこ
をバッ

ァゾーンにして、全然囲んでいなくて、残ったところをこれから整備する。ここで聖フランチェスコは目覚めて、ここの瓦の石を拾って小さな教会を造ったわけだから、この原風景がなかったら駄目だということをファリーニ先生が言い出したのですが、バッファゾーンに関してはそこにふさわしいような形でこれから造っていきましょう。それが段々一般的になってきて、特に文化的景観とか農村集落をやる場合は、都市もそうですけど、座長がおっしゃったような意味で、むしろそちらの方に重要な文化的価値があって、そこをもっと研究するべきだというような考え方になっているんですね。そのファリーニ先生が日本にも影響を与えているとは言えるものの、つい最近起こった変化で、2000年の登録で、世界遺産委員会でもそういう議論はしているんですが、とても他の国が追っ掛けてこられるわけでもなし、日本でも相当これから議論が進むし、文化的景観も大分進んできましたので、京都がその範を垂れるということは大事かもしれません。

○座長 はい、ありがとうございます。少し時間が押してきているようですが、よろしいでしょうか。

○委員 文化財部局と協力して取り組んでいるという立場から、お尋ねしたいのですが、資料2の44ページ、それから66ページに出てくる文化財マネジャー制度ですが、今200人を超える方が登録されていると思います。他府県の場合ですと、ヘリテージマネジャーというふうなことで、建築士会が窓口になって文化庁の補助を受けながら大体建築専門の方がやっていらっしゃる中で、京都市の場合には、広く文化財と言うか、身近な文化財と言った方がいいのかもしれませんが、そういったものに関心を持っていただいて、裾

野を広げていこうということがあって、建築が専門でない方がいるということが他府県と違う京都市独自の特色かなと思うのですが、それで、一方で建築を専門としている方については、日々の活動、身近な文化財に関わる中で、その修理や改修のときに、この制度で学習されたことで従来とは違う質の向上ということがしやすくなったかなと思っているのですが、ただ、まだ私もこの文化財マネジャーの講座に関わるものとしてどのようなことを期待されているのかを率直にお尋ねしたいと思っております。例えば登録された文化財マネジャーが関わっていることがどのように周知されているのか、あるいはそれは要らないことなのか、これからもこれを続けていくときにどのようなことを講座の中でトレーニングしていったらいいのか。そして、会としても、日常的な維持管理の話が少し出ましたけれども、普段の日常管理がしやすい仕組みを作っていく必要があると思っております。やろうとしているのですが、この文化財マネジャーがすごく大事な制度と思う一方で、どのようなことを期待されているのか、世話する者としてお聞きしたいと思います。

○座長 いかがでしょうか。

○事務局 確かに卒業、修了された方を我々文化財の方が全面的にバックアップして社会へ巣立っていくような形にはなっておりませんが、今回も一部少し取り上げていますけど、京都を彩る建物や庭園制度というのがありますけど、そこで選定する物件についての詳細の調査については、文化財マネジャーに委託をして、建物の評価をしていただいております。それからあと、全く指定あるいは登録もされていなく、ただ壊されていくような建物が年に1、2件ありまして、そういう物件を文化財マネ

ジャーや本市の文化財担当が解体される前に、その建物の調査に行き記録保存するというお手伝いもしていただいております。

それから、先生がおっしゃいましたもう一つが上級マネジャー講座というところで、更に一人一人の方が個別のテーマを持って取り組んでいただいた物件が、国の登

録文化財になる、あるいは景観重要建造物になるというような調査をしていただいておりますので、そういう意味ではお役に立っているのかなと思っています。

○座長 他にも御意見、御質問ございませんでしょうか。時間の関係もございますので、議題1はこれで終わらせていただきたいと思っております。

議題2 市民が残したい“京都をつなぐ無形文化遺産”制度について

内容説明

○委員 文化財のセクションから、この歴史まちづくりにどのようにアプローチするかということで、京都市独自の文化遺産の制度を作りました。有形の制度につきましては、先ほども御報告いたしました。京都を彩る建物や庭園という制度を作りました。199件選定しているところでございます。それに続きまして、無形の文化遺産についても独自の制度を昨年度立ち上げました。これまで2件選定をしております。1件目が京の食文化です。昨年、ユネスコの無形遺産に和食が推薦されたことを受け、京都からこの食文化を盛り上げていこうと第1号に選定しております。選定内容は全部で21の項目があり、家庭のおかずから京料理、仕出し屋さん、料理屋さん等々あります。菊乃井とか瓢亭とか、有名な料理屋さんもちろんですが、やはり歴史まちづくりという観点から言うと、家庭のお料理、家庭でのおかず、おだしを取ってということも市民の生活に根付かせていく必要があるということで、これからこの京の食文化の普及啓発を関係局とやっていこうと無形文化遺産の第1号に選定をしております。

2件目が京・花街の文化です。京都の五花街、一時は島原を含めて六花街という言

い方をしておりましたが、この五花街は京都の文化であるということを発信し、文化の担い手をしっかり支えていこうということで選定をしております。担い手である芸妓さんと舞妓さん、伝統伎芸、伝統行事、花街を支える「ひと」「わざ」「もの」、歌舞練場、お茶屋建築等といったハードのまちなみ、それから花街でのおもてなし、こういう6つの要素が京都の伝統文化であると位置づけております。一方で、風俗営業法に適用されるお茶屋営業という面ももちろんございますが、やはり芸妓さん、舞妓さんも含めて京都の伝統芸能、伝統文化を支えていただいている担い手であるということを位置付けて、お茶屋さんが減っていく、芸妓さん、舞妓さんの担い手が減っていくというような現状もございますので、このような文化の面から支えて京都の花街の文化を応援したいということで選定をいたしました。現在、第3弾として地蔵盆の選定に着手しようとしております。これは全て選定することが目的ではございません。選定をきっかけに市民の皆さんにその大切さとかを認識していただく、普及啓発をしていこうということで、地蔵盆もどんどん減っていく、地域コミュニティであるとか子供たちの健

全育成，このような観点での京都ならではの無形文化ですので，そういう点から応援していきたいと取組を進めております。

簡単でございますが，御報告は以上でございます。

○座 長 どうもありがとうございます。

今御説明いただいた件について，何か御質問，御意見ございますでしょうか。特にないようですので，これで終わります。